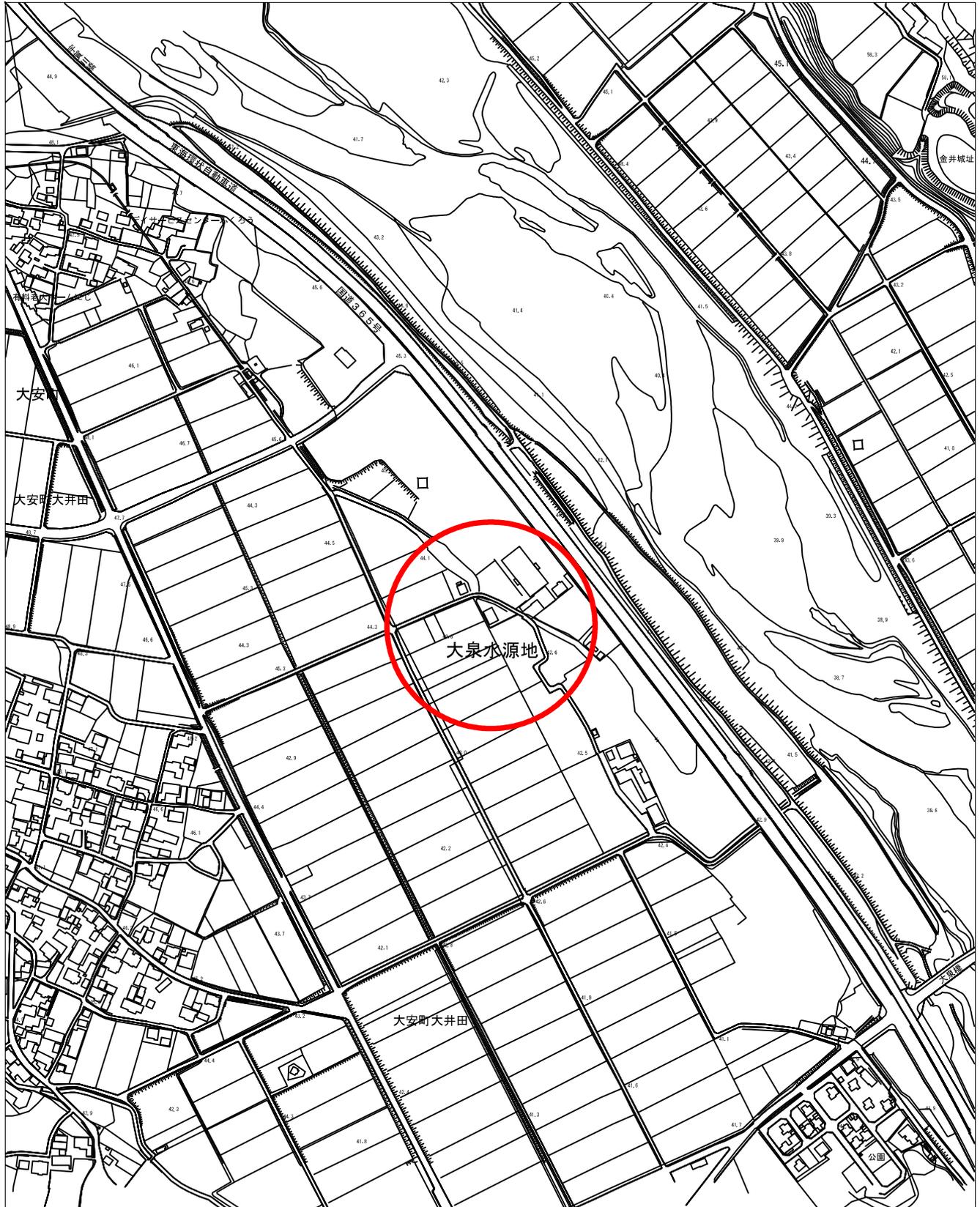


令和5年 第2回 定例会

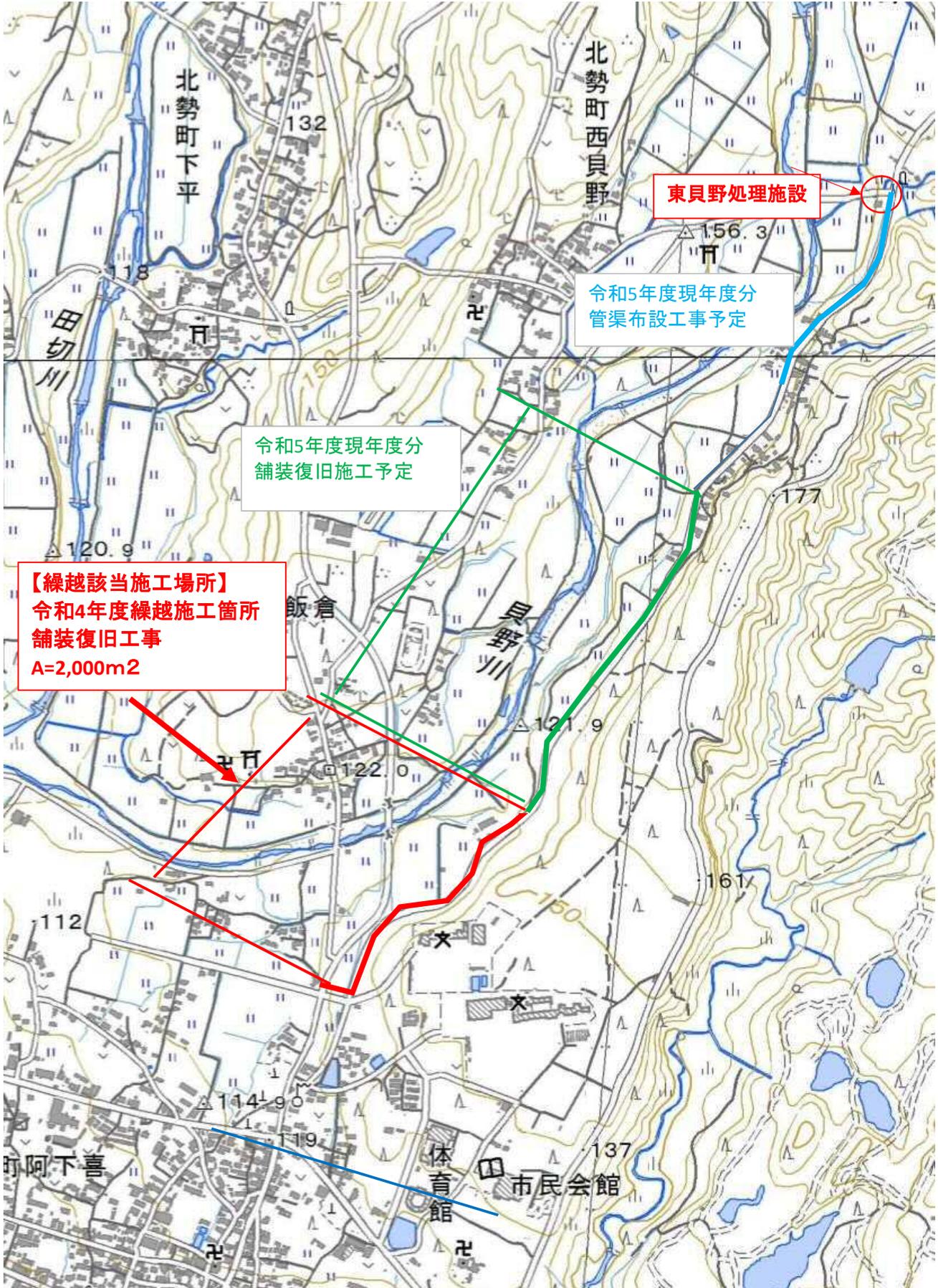
報告 議案 参考資料

大泉水源地機械・電気計装設備補強工事

位置図



位置図



藤原町上相場住宅用地整備事業



旧中里幼稚園 0.3ha

7区画宅地分譲予定

藤原町上相場

藤原町企業用地整備事業



約6.0ha取得予定

旧白瀬小学校

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて
 (いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

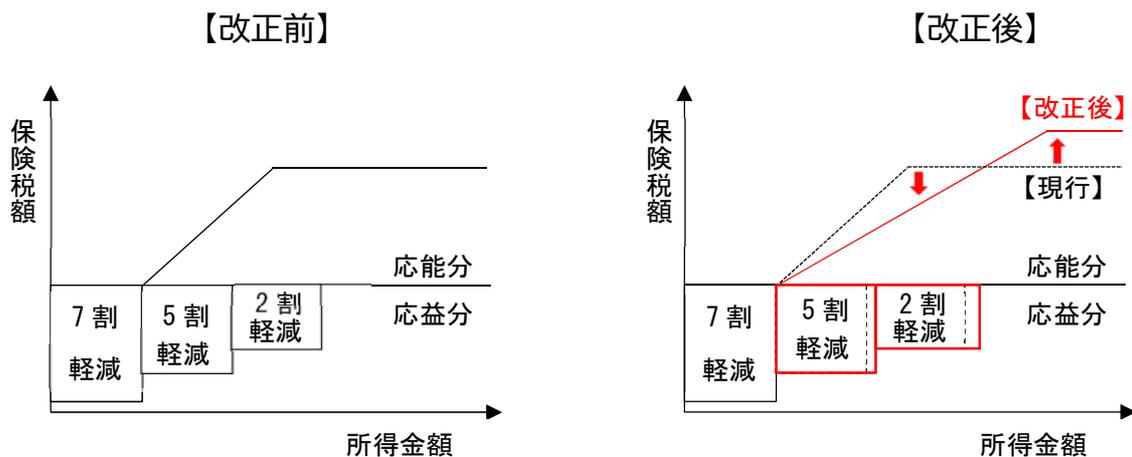
1 政令改正

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額及び国民健康保険税の減額基準が引き上げられた。

2 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ

(1) 目的

国民健康保険税の課税限度額を引き上げずに保険税率を上げた場合、高所得者層の負担は変わらない中で中間所得者層の負担が重くなる。そこで課税限度額を引き上げることにより中間所得者層の負担軽減を図ることができる。国民健康保険税の課税限度額の引上げは、所得に応じた負担の平準化を図ることを目的とする。



(2) 改正内容

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を2万円引き上げる。

【現行の課税限度額】			【改正後の課税限度額】	
医療分	65万円		医療分	65万円
後期分	20万円	➡	後期分	22万円
介護分	17万円		介護分	17万円
計	102万円		計	104万円

3 国民健康保険税の減額基準の引上げ

(1) 目的

低所得者層の負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 改正内容

① 7割減額の基準額

【改正なし】 $43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

② 5割減額の基準額

【現 行】 $43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 28 \text{万} 5 \text{千円} \times \text{被保険者数}$

↓

【改正後】 $43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 29 \text{万円} \times \text{被保険者数}$

③ 2割減額の基準額

【現 行】 $43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 52 \text{万円} \times \text{被保険者数}$

↓

【改正後】 $43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 53 \text{万} 5 \text{千円} \times \text{被保険者数}$

肉用牛売却所得の免税制度の概要



正式には「肉用牛売却所得の課税特例措置」と言い、肉用牛生産農家が経営体質を強化し、国産牛肉の安定的な供給を図っていく観点から措置されている制度です。家畜取引法に規定する家畜市場や農林水産大臣から指定または認定を受けた食肉卸売市場などで肉用牛を売却したとき、売却証明書が発行され、その証明書を税務申告時に提出することにより、1頭あたり100万円（交雑種80万円、乳用種50万円）未満であれば、年間の売却頭数が1,500頭まで、所得税や住民税が免除されるという仕組みとなっています。

所有又は借用した農地で飼料作物等の栽培を行いながら、肉用牛を飼養している者を対象とした制度です。

課税特例措置の適用期間を3年間延長：令和7年度～令和9年度

軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し

- 新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。
- 2035年（令和17年）までの乗用車新車販売に占める電動車の割合を100%とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分の基準となる燃費基準の達成度を3年間で段階的に引き上げる。

自家用乗用車

【現行（令和3、4年度）】

【改正後（令和5～7年度）】 ※令和5年12月末までは現行の税率区分を据置き

車種	税率区分	現行	見直し後(R6.1～)	見直し後(R7.4～)
電気自動車等	非課税	達成度要件なし	達成度要件なし	達成度要件なし
ガソリン車等	非課税	2030年度燃費基準 75% 達成～	2030年度燃費基準 80% 達成～	2030年度燃費基準 80% 達成～
	1%	2030年度燃費基準 60% 達成～	2030年度燃費基準 70% 達成～	2030年度燃費基準 75% 達成～
	2%	上記以外又は 2020年度燃費基準未達成	上記以外又は 2020年度燃費基準未達成	上記以外又は 2020年度燃費基準未達成

グリーン化特例の延長・見直し

- 低炭素社会の実現や地域における環境対策のため、より燃費性能等の優れた自動車の普及を促進する観点から、新車に係る翌年度の軽自動車税種別割の税率を燃費性能等に応じて軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した自動車の税率を重くする制度。
- 環境性能割と併せて、より環境性能の良い普及を後押しする観点から、グリーン化特例の適用期限を3年延長。
- これまでの類似の税制改正において、軽課の適用対象を電気自動車等に限定するとされてきたこと等を踏まえ、営業用乗用車について、その適用対象車を段階的に重点化する。

グリーン化特例・経年車重課の見直し

取得期間（軽課）：令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年延長）

	特例割合	適用対象車
軽課 (取得翌年度)	75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車
	50%軽減	2030年度基準90%達成（営業用乗用車のみ） 令和7年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。
	25%軽減	2030年度基準70%達成（営業用乗用車のみ） 令和6年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。
重課	20%重課	初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設

特例の概要（創設）

- 改正マンション管理適正化法（令和4年4月1日施行）に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合で減額※する。

【対象となるマンションの要件】

- ① 築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること
- ② 大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること
- ③ 長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。具体的には以下のいずれかの場合
 - ・ 都道府県知事等の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、認定を受ける際に認定基準に適合させるために修繕積立金の額の引上げを行った場合
 - ・ 都道府県等からの助言・指導を受け、大規模修繕工事が可能な水準まで長期修繕計画を適切に見直し、修繕積立金の積立てや額の引上げを行った場合

※ 税額の減額は1戸あたり100㎡相当分を上限

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度いなべ市一般会計補正予算(第1号))

4月補正予算の専決内容は下記のとおりです。

記

- | | (補正額) | 予算書 |
|---|----------|-----|
| <input type="checkbox"/> ひとり親世帯臨時特別給付金事業(こども手当課) | 20,923千円 | P11 |
| 食料品等の物価高騰に直面し、影響を受ける児童扶養手当受給のひとり親の子育て世帯に対し、児童一人につき5万円の特別給付金を支給します。 | | |
| <input type="checkbox"/> 子育て世帯臨時特別給付金事業(こども手当課) | 26,361千円 | P11 |
| 食料品等の物価高騰に直面し、影響を受けるひとり親世帯以外の住民税均等割非課税世帯の子育て世帯に対し、児童一人につき5万円の特別給付金を支給します。 | | |

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

氏 名 岡本 ひとみ（おかもと ひとみ）

住 所 三重県いなべ市大安町大井田

生年月日

任 期 令和5年10月1日 ～ 令和8年9月30日

職 歴

	大安町役場採用（大安町立石樽保育園）
	いなべ市社会福祉協議会石樽保育園園長
	いなべ市立ふじわら保育園園長
	いなべ市役所退職（いなべ市立ほくせい保育園 長）
	いなべ市立ほくせい保育園勤務（至現在）

以上

諮問第2号

人権擁護委員の職務について

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、法務大臣から委嘱され、その職務を行っています。

この制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権が侵害されないように配慮して、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、人権擁護委員の活動は主に次の3つです。

- (1) 人権相談に応じる。
- (2) 人権侵害による被害者を救済するための活動をする。
- (3) 国民一人ひとりの人権意識を高めるため、様々な人権啓発活動を行う。

○その具体的な活動としては、以下のとおりです。

(1) 人権相談所

①常設相談所 津地方法務局及び桑名支局内において毎日、県内の人権擁護委員が交代で様々な相談に応じています。

- ①みんなの人権110番（電話での相談）
- ②子どもの人権110番（電話での相談）
- ③女性の人権ホットライン（電話での相談）
- ④子どもの人権SOSミニレター（手紙での相談）

②特設相談所 いなべ市内の公共施設において毎月1回、いなべ市人権擁護委員が交代で様々な相談に応じています。

(2) 人権侵害による被害者の救済

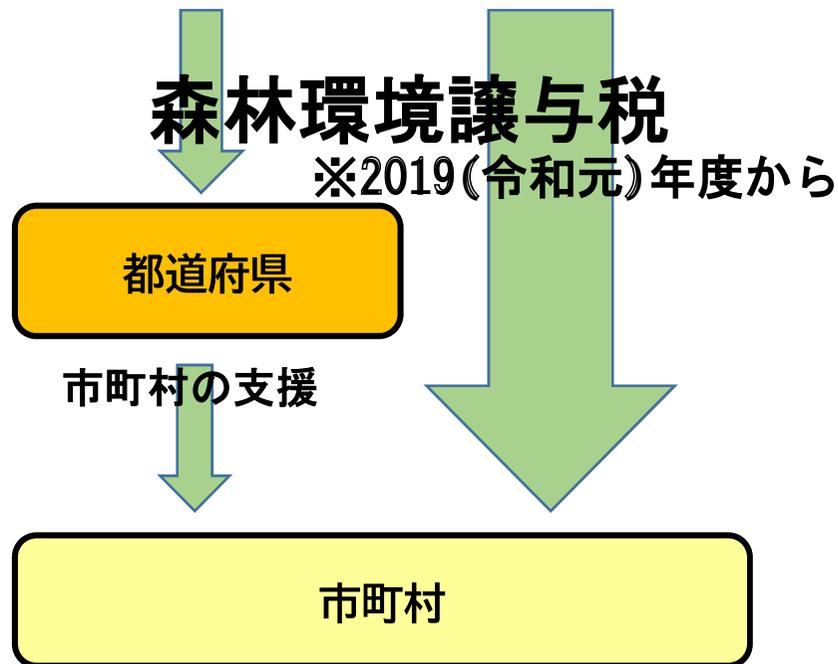
「人権を侵害された」という被害者からの申告を受けた場合、法務局の職員と協力して、情報の収集、調査、処理に当たります。

また、調査途中に当事者の主張や利害を調整し、円満な解決を図ることも行います。

(3) 人権啓発活動

- ①街頭啓発（人権週間に合わせ市内各所で実施）
- ②人権の花運動（人権擁護委員が地元の小学校と協力し、子どもたちが花を育てることを通じて、「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」という人権尊重の意識をはぐくむ活動）
- ③人権教室（学校訪問や学習の時間などの機会に、冊子・ビデオなどを使用して思いやりの大切さを伝える活動）
- ④人権作文コンテスト（中学生を対象に、作文を書くことを通じて人権尊重の必要性、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として実施）

令和6年度から森林環境税が導入されることに伴い、市税の処理に関して「森林環境税」が関わる条文にその文言を追加
(市民税の特別徴収に係る規定、市民税の徴収方法、市民税納税通知書、過誤納金の充当先としての税目、等)



森林環境税 (1,000円/年)
※2024(令和6)年度から



国税であるが、市町村から個人住民税均等割と併せて賦課徴収される

森林整備、人材育成、木材利用等、

特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う対応

○ 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（国土交通省令第91号）において、現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）※に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする。

※ 原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が0.6kW以下であって長さ1.9m、幅0.6m以下かつ最高速度20km/h以下のものを特定小型原動機付自転車とし、それ以外の原動機付自転車を一般原動機付自転車と定義。

原動機付自転車の年税額

車種	税率（年税額）
原動機付自転車 第一種（白） （排気量50cc以下または定格出力0.6kw以下のもの） 今回の改正で特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）は（第一種）年額2,000円の区分となる。	2,000円
原動機付自転車 第二種乙（黄） （排気量50ccを超え90cc以下または定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの）	2,000円
原動機付自転車 第二種甲（ピンク） （排気量90ccを超え125cc以下または定格出力0.8kwを超え1.0kw以下のもの）	2,400円
原動機付自転車 ミニカー（青） （排気量20ccを超え50cc以下または定格出力0.25kwを超え0.6kw以下のもので次のいずれかに該当するもの） イ. 輪距が0.5mを超える三輪以上の車 ロ. 輪距が0.5m以下で車室を有する四輪以上の車 ハ. 輪距が0.5m以下で側面が解放されていない車室を有する三輪の車 今回の改正でミニカーに係る税率区分から3輪以上の特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）は除外され、原付第一種の区分となる。	3,700円

軽自動車税の税率（年税額）

軽自動車税の賦課期日：4月1日

●原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車および二輪の小型自動車

車種		税率（年税額）
原動機付自転車	一種 50cc 以下（白）	 2,000 円
	二種乙 50cc 超 90cc 以下（黄）	 2,000 円
	二種甲 90cc 超 125cc 以下（ピンク）	 2,400 円
	ミニカー 50cc 以下 3 輪以上（青）	 3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用（緑）	 2,400 円
	その他小型特殊（緑）	 5,900 円
二輪の軽自動車（二輪のトレーラを含む） 125cc 超 250cc 以下		 3,600 円
二輪の小型自動車 250cc 超		 6,000 円

●三輪および四輪以上の軽自動車

初期登録日によって税率（年税額）が異なります。

車種		税率（年税額）		
		初期登録(※1)から13年を経過していない車両		③初期登録から13年を経過した車両(重課税率)※2
		① H27.3.31以前に初期登録	② H27.4.1以後に初期登録	
三輪 		3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用 	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
四輪貨物 	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
軽四輪 (ト-7)	—	4,000円	5,000円	

※1 初期登録とは、今までにナンバープレートの指定を一度も受けたことのない軽自動車を新たに登録することです。

※2 平成28年度以後、4月1日現在で、初期登録から13年を経過した車両は、税率の引上げ対象（重課税率）となります。中古車の場合、購入からではなく、初期登録された月から13年を経過した車両が対象となります。ただし、グリーン化を進める観点から、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用軽自動車及び被けん引車を除きます。

軽自動車税の軽課特例

平成 28 年 4 月 1 日以降、初期登録を受ける下記減税対象車（三輪および四輪以上の軽自動車）を取得する場合、その翌年度の軽自動車税が軽減されます。

軽乗用車

対象	内容
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	概ね 75%軽減
2030 年度基準 90%達成（営業用乗用車のみ）令和 7 年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。	概ね 50%軽減
2030 年度基準 70%達成（営業用乗用車のみ）令和 6 年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。	概ね 25%軽減

税率表

車種		税率（年税額）			
		概ね 75%軽減	概ね 50%軽減	概ね 25%軽減	軽減なし
三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円	3,900 円
四輪乗用	自家用	2,700 円	—	—	10,800 円
	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円	6,900 円
四輪貨物	自家用	1,300 円	—	—	5,000 円
	営業用	1,000 円	—	—	3,800 円

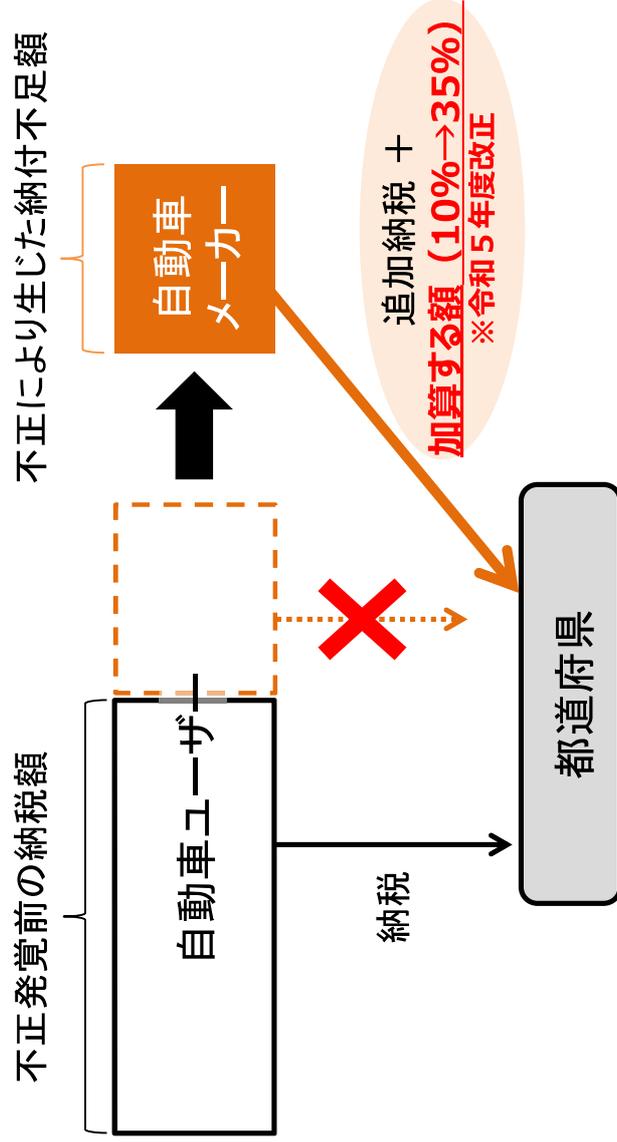
燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発抑止策の強化

- 令和4年3月以降発覚した、一部メーカーによるトラック・バス用エンジンの燃費・排ガス試験不正は、環境性能により優遇を行う税制措置の根幹を揺るがすものであり、社会的影響も大きいもの。
- 税制上の再発抑止策として、不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合(現行:10%)を35%に引き上げる。

(注) 本改正は、令和6年1月1日以後に取得された自動車等に対して課する環境性能割等について適用する。

賦課徴収の特例制度

※自動車メーカー等の不正により納付不足額が生じた場合



議案第24号

いなべ市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

都市整備部が所管する都市計画に関する事務を令和5年7月1日から建設部に移管するため、いなべ市部設置条例の一部を改正します。

2 移管事務

- (1) 都市計画審議会の庶務
- (2) 建築及び開発に関し、用途地域、建築基準法道路等の窓口相談及び申請書類の進達
- (3) 開発許可申請の審査及び検査
- (4) 都市公園の整備及び管理

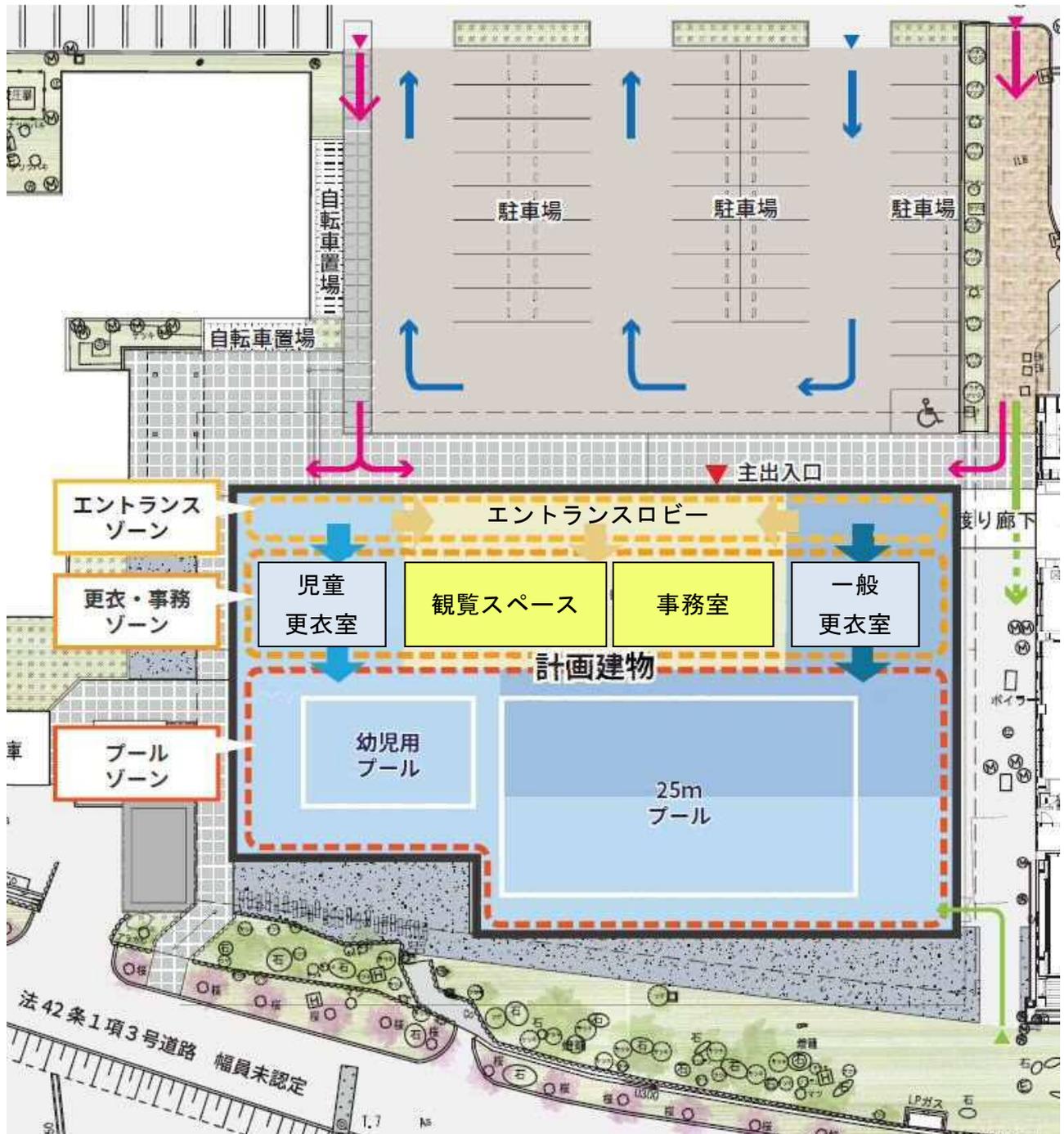
3 施行期日

令和5年7月1日から施行します。

議案第25号

いなべ市温水プール条例の制定について

- 名称 いなべ市温水プール
 位置 いなべ市大安町大井田 2704 番地
 面積 1654.54 m²
 主な施設 (1) 25mプール (6レーン) 313 m²
 (2) 幼児用プール 81.7 m²



議案第 26 号

工事請負契約の締結について

(宇賀溪キャンプ場レストラン棟設計等及び新築工事)

相手方 株式会社アイチケン

代表者 代表取締役 井上 小百合

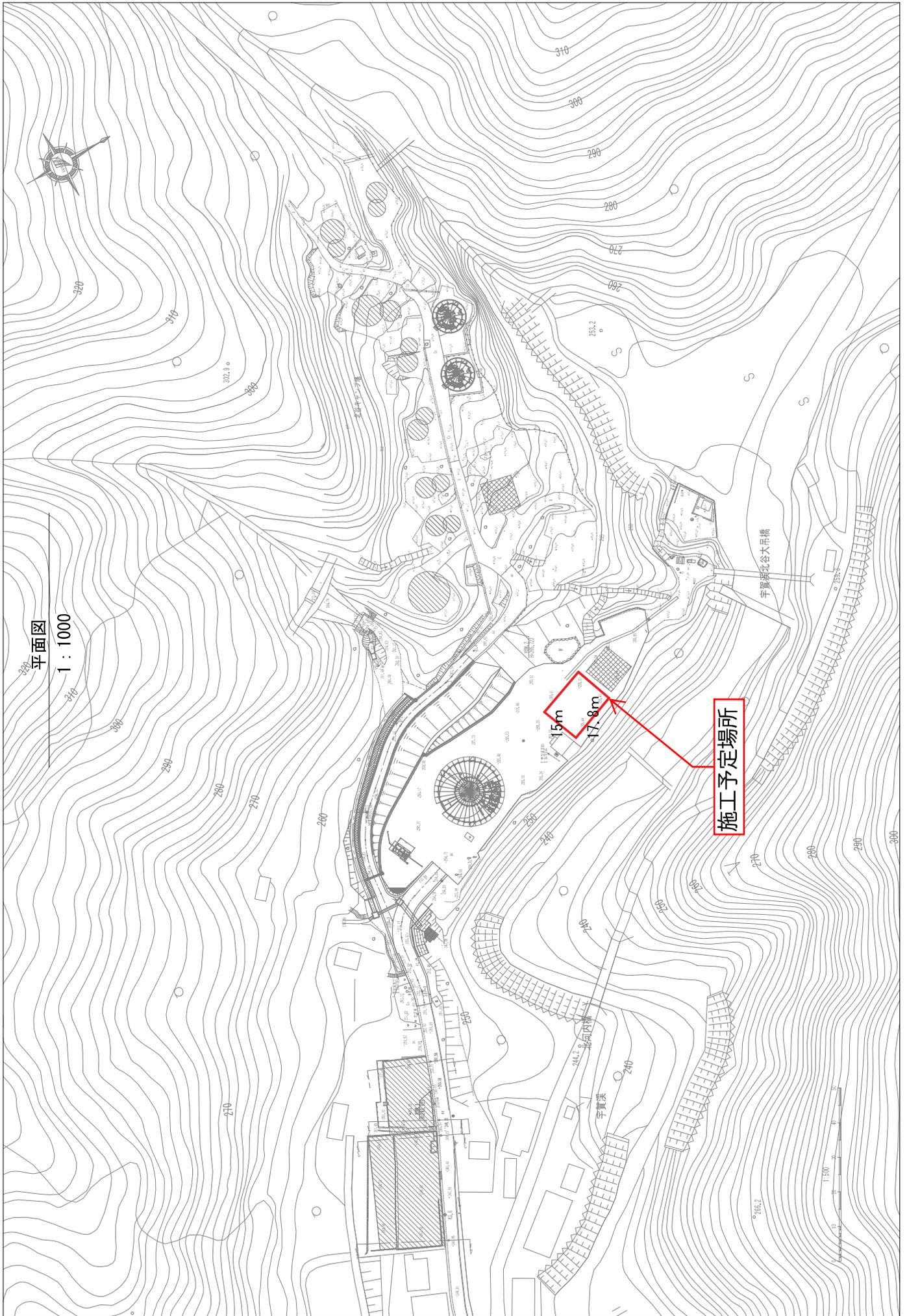
所在地 愛知県江南市力長町大当寺 128 番地

資本金 40,000,000 円 (令和 5 年 5 月末日現在)

従業者数 47 人 (令和 5 年 5 月末日現在)

工事の実績

- (1) 平成 28 年度 成海神社社務所新築工事 (愛知県名古屋市)
239,000 千円 単独
- (2) 令和 2 年度 株式会社東海木材相互市場大口市場事務所新築工事 (愛知県大口町)
299,808 千円 単独
- (3) 令和 2 年度 特定非営利活動法人ぽんぽこネットワーク児童発達支援センター及び複合型施設新築工事 (愛知県犬山市)
147,000 千円 単独



議案第27号

財産の取得について
(スクールバス購入)

相手方 有限会社加藤モータース商会

代表者 代表取締役 加藤 公博 (かとう きみひろ)

所在地 三重県いなべ市北勢町瀬木字安喜畑554-1

資本金 300万円

従業者数 7名

市内の実績

- (1) 平成31年度
藤原小中学校スクールバス購入(4台) 37,180,000円
- (2) 平成28年度
藤原小学校スクールバス購入(3台) 25,596,000円

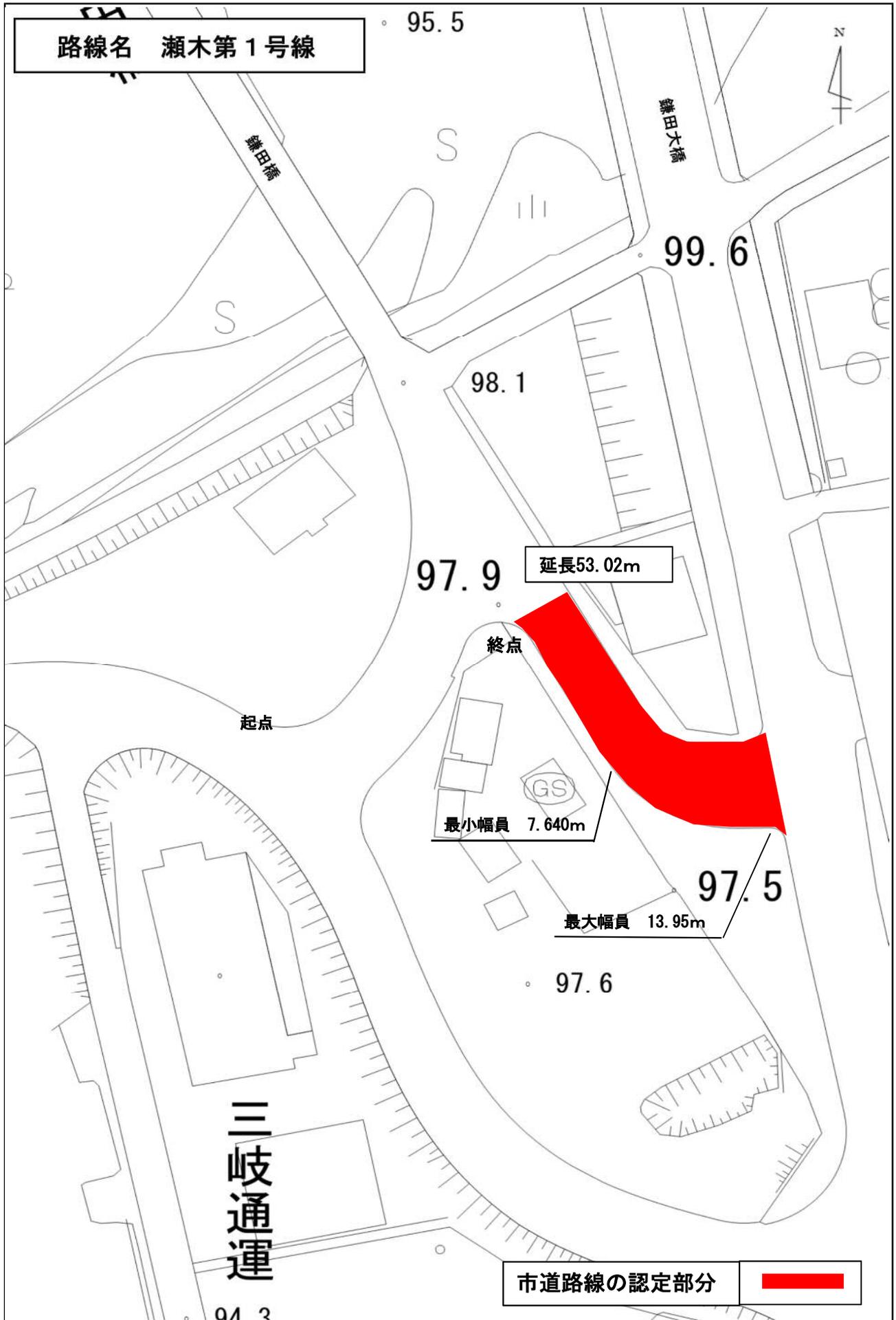
導入予定車両
【イメージ図】



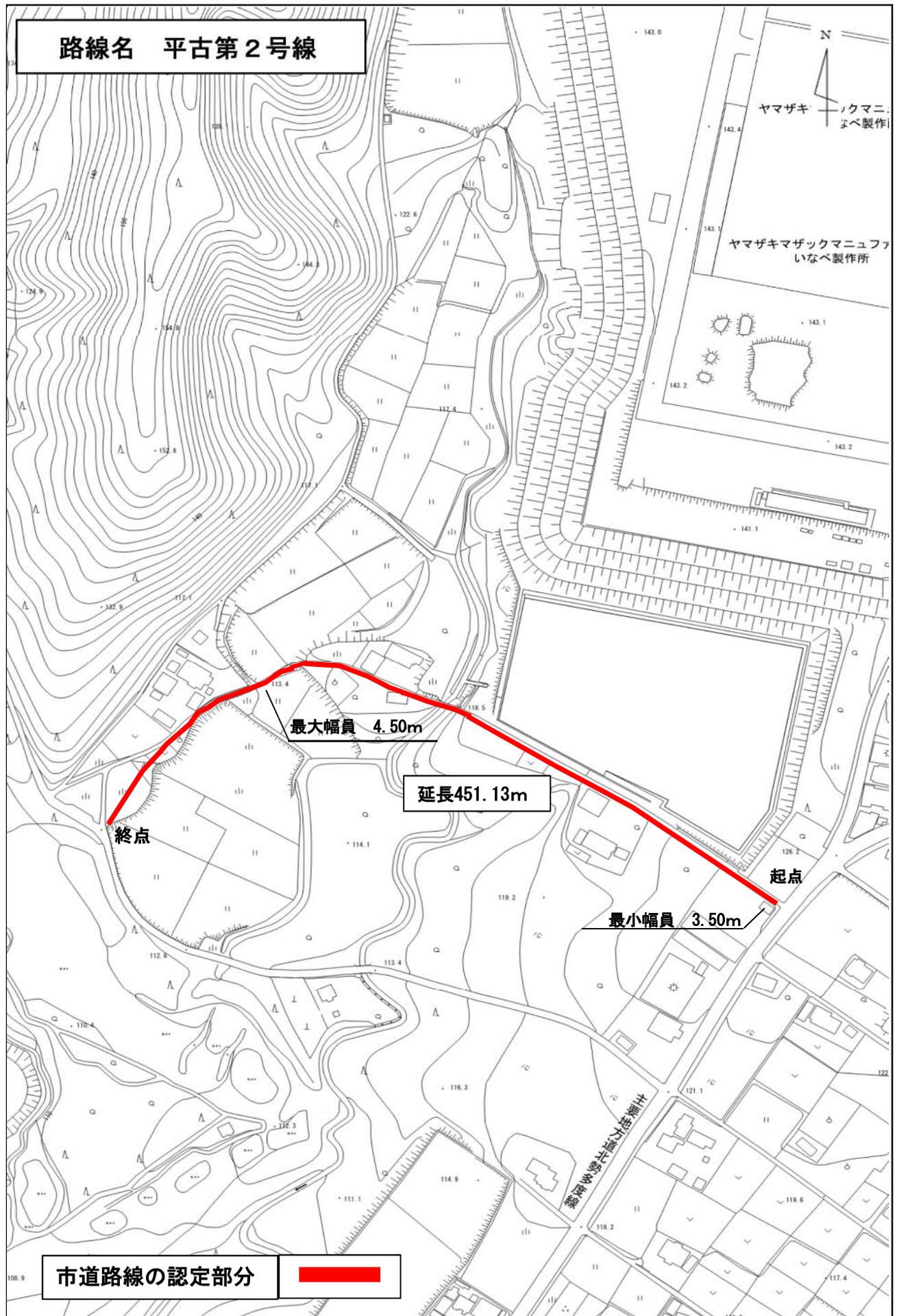
※ボディカラーはライトブルー（ドアはスイングドア）

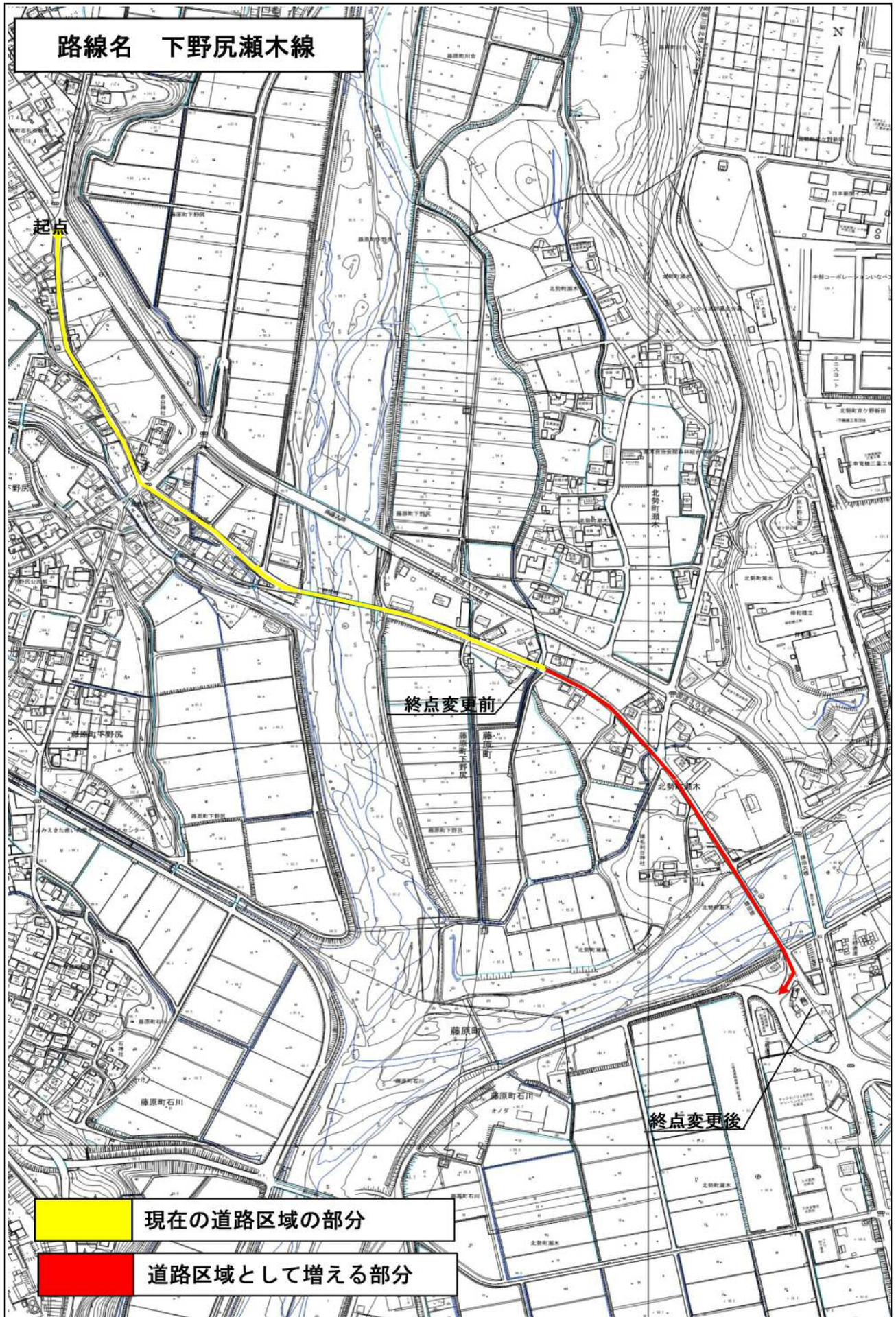
主要諸元

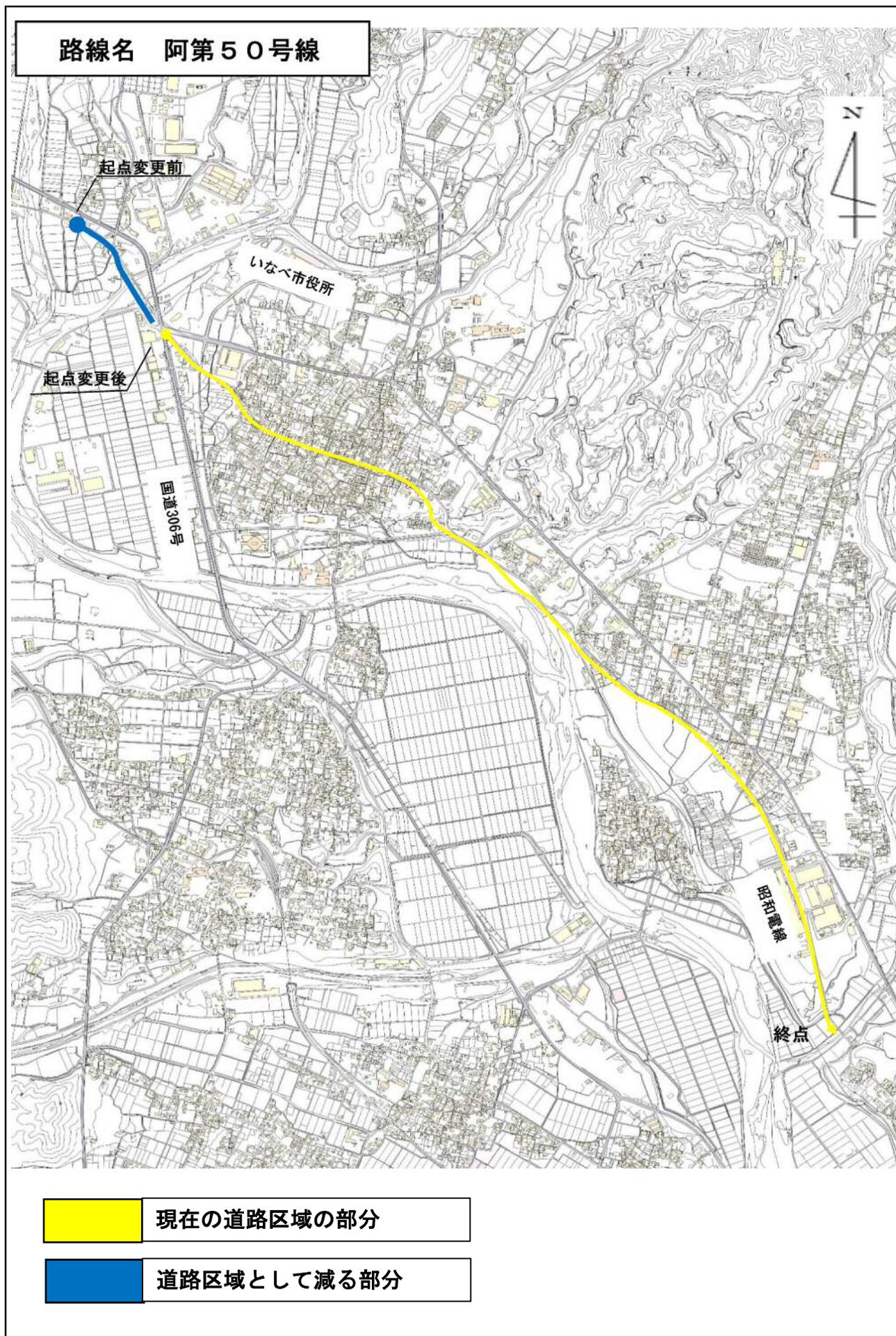
名 称	三菱ふそう ローザ
車 種	マイクロバス
数 量	4台
乗 車 定 員	29名
使 用 燃 料	軽油
環 境 性 能 等	平成28年度排出ガス規定適合 平成27年重量車燃費基準+10%達成
トランスミッション	5速MT
駆 動 方 式	2WD
ボディカラー	ライトブルー/ダークブルー



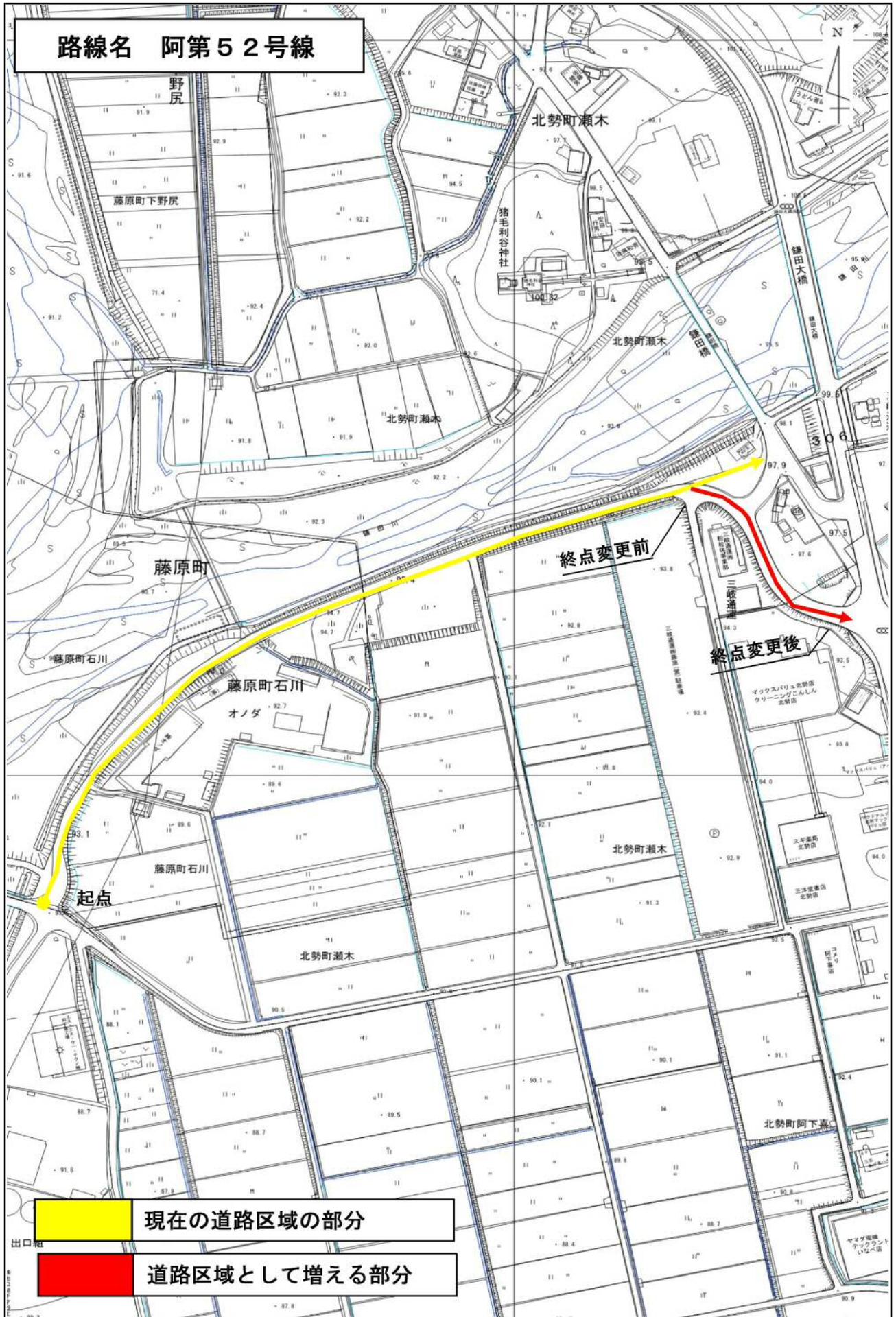
平面図







平面図



総合整備計画年次別内訳

辺地名	施設名	全体計画 (令和5年度～令和7年度)	年度別計画書		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
県	いなべ市農業公園 梅林公園	サニタリー棟整備工事監理業務 2,000千円	サニタリー棟整備工事監理業務 2,000千円	宿泊棟整備工事監理業務 4,000 千円 野遊び広場拠点棟整備工事監理 業務 10,000千円	
		宿泊棟整備工事監理業務 8,000 千円	宿泊棟整備工事監理業務 4,000 千円		
	野遊び広場拠点棟整備工事監理 業務 10,000千円	野遊び広場拠点棟整備工事 156,000千円	野遊び広場拠点棟整備工事 958,000千円	野遊び広場拠点棟整備工事 958,000千円	
	いなべ市農業公園 エコ福祉広場	エコ福祉広場駐車場土地購入費 4,831㎡ 1,932千円 エコ福祉広場駐車場増設工事 28,068千円			エコ福祉広場駐車場土地購入費 4,831㎡ 1,932千円 エコ福祉広場駐車場増設工事 28,068千円
	除雪機械	除雪機購入1台 20,000千円			除雪機購入1台 20,000千円

第3号様式

総合整備計画年次別表

(単位：千円)

辺地名	施設名称	令和5年度		令和6年度			令和7年度			合計			
		事業費	財源内訳		事業費	財源内訳		事業費	財源内訳		事業費	財源内訳	
			特定財源	一般財源		特定財源	一般財源		特定財源	一般財源		特定財源	一般財源
県	いなべ市農業公園梅林公園整備事業	302,000	96,157	205,843	1,152,000	96,157	1,055,843				1,454,000	192,314	1,261,686
	いなべ市農業公園エコ福祉広場整備事業							30,000	0	30,000	30,000		30,000
	除雪機械							20,000	0	20,000	20,000	0	20,000
一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額				200,000			1,050,000			50,000			1,300,000

議案第30号 参考資料

議案第32号

令和5年度いなべ市一般会計補正予算（第2号）

6月補正予算の主な事業内容は、下記のとおりです。

記

	(補正額)	予算書
□三岐鉄道支援事業（交通政策課） （北勢線事業運営協議会負担金）	2,142千円	P15
北勢線事業運営協議会が、三岐鉄道北勢線の今後のあり方について検討するために実施する調査事業に対する負担金を支出します。		
□住民税非課税世帯給付事業（人権福祉課）	112,000千円	P15
電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担が増加する中、生活・暮らしの支援として、令和5年度の住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円を給付します。 想定世帯数は、3,500世帯（全額国費）		
□家計急変世帯特別給付事業（生活支援課）	1,860千円	P15
電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担が増加する中、生活、暮らしの支援として、家計急変世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付します。 想定世帯数は、50世帯（全額国費）		
□高齢者デジタルライフ事業（都市整備課） （ITポータル事業）	88,437千円 32,900千円	P15
ふじわらデイサービスセンターにAIチャットボット等を整備し、デジタルを活用したりハビリ、運動支援、生活支援を行います。		
（AI共同送迎事業）	30,360千円	
AI共同送迎システムを導入し、予約状況を基に運行ルートをAIが生成し、効率的なふじわらデイサービスセンターへの送迎を行います。		
（モバイルクリニック事業）	25,177千円	
自宅近くから医療関係者などへの健康相談ができるよう、オンライン専用車両を整備します。		
□私立保育園整備補助事業（保育課） （石榑保育園設備改修事業）	8,118千円	P17
石榑保育園のキュービクル式高圧受電設備の改修を行うために、国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、いなべ市社会福祉協議会に対して補助します。		

- 県単子育て世帯生活応援給付事業（こども手当課） 6,180千円 P17
食料品等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育てひとり親世帯に対し、三重県の単独事業を活用して児童1人につき2万円を給付します。
想定児童数は、300人（全額県費）
- 新型コロナウイルスワクチン接種事業（健康推進課） 52,886千円 P17
当初想定していたよりも接種期間が延長されたことにより、コールセンター運営費や集団接種会場運営費などの増額補正を行います。（全額国費）
- 経営体等育成支援事業（農業振興課） 30,480千円 P19
（米・麦・大豆生産総合対策事業費補助金）
米・麦・大豆生産総合対策事業費補助金を活用して市内の9経営体に対して生産性の向上に向けたコンバイン、播種機等の機械導入のための補助を行います。
（全額国費）
- 野遊び推進事業（商工観光課） 200,000千円 P19
（辺地対策事業）
野遊び推進事業と併せて、産業振興と集客による鼎地区の活性化を図るために、辺地対策事業債を活用して観光レクリエーション施設（キャンプ場）整備を行います。
- 消防団施設整備事業（防災課） 6,299千円 P19
（北勢西分団詰所移転事業）
北勢西分団詰所を、防災拠点施設の一角に移転し、消防団施設の機能強化を図ります。
- 自主防災活動事業（防災課） 2,000千円 P19
（コミュニティ助成事業（宝くじ））
令和4年度に自主防災組織を結成したいなべ市北勢町昭電自治会に対して、宝くじ社会貢献事業である地域防災組織育成助成事業が採択されたため、AED、浄水器（手動式）、テント、発電機等の防災用備品購入のための補助を行います。
- 市民温水プール建設事業（生涯学習課） 62,000千円 P19
（温水プール備品購入費）
温水プールに必要なロッカーなどの備品を購入します。
- 温水プール運営事業（生涯学習課） 8,000千円 P21
（温水プール指定管理料）
温水プールの指定管理者を選定し、令和5年12月から指定管理委託を行います。

